

## ○鹿追町議会アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鹿追町議会基本条例（平成22年条例第11号）の実効を果たしていくため鹿追町議会アドバイザー（以下「議会アドバイザー」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 議会アドバイザーは、鹿追町議会のさらなる活性化及び議会運営のための専門的知識を有する学識経験者等とする。

(委嘱)

第3条 議会アドバイザーは、1人とし議長が選任依頼し、委嘱する。

(委嘱の期間)

第4条 委嘱の期間は、2年以内とし、再委嘱もできるものとする。

(費用弁償等)

第5条 議会アドバイザーに対する費用弁償等は、政務活動費及び議員会会計より支払う。

(庶務)

第6条 議会アドバイザーの庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

—備考—

平成28年3月29日の全員協議会「活性化調査会」で承認された。